

昭島市農業委員会だより

令和2年3月31日号

大地の恵み

発行

昭島市農業委員会



JA東京みどり丸（写真中央）と青壯年部丸（写真右下）の宝船

【令和元年度 昭島市農業特産品共進会 JA東京みどり丸 青壯年部丸】

第51回昭島市農業特産品共進会が、令和元年11月8日にKOTORIホール（昭島市民会館）で開催されました。翌9日、10日には第51回昭島市産業まつりが開催され、来場者に展示会及び即売会でPRしました。長期間の梅雨や収穫前の台風などによる天候不順があった中、市内農業者から多くの農畜産物が出品されました。

また、昭島市農業生産団体連絡協議会・JA東京みどり昭島地区青壯年部により2艤の宝船が作成・展示された後、100円以上の寄付を募って来場者へ宝分けを行いました。集まった寄付金（21,271円）は、台風第15号千葉県災害に対する義援金として送金しました。

2日間天気に恵まれ、宝船を鑑賞する来場者も多く、盛況のうちに終了しました。

【共進会最優秀賞受賞者】

令和元年11月8日実施 第51回昭島市農業特産品共進会

東京都知事賞・蔬菜の部 指田 守昭 氏（上川原町）

昭島市長賞・鶏卵の部 指田 敏雄 氏（上川原町）

昭島市議会長賞・植木の部 鈴木 敦司 氏（宮沢町）

東京都農業振興事務所長賞・花卉の部 柳澤 裕治 氏（大神町）

東京みどり農業協同組合長賞・果実の部 紅林 隆男 氏（郷地町）

東京都農業会議会長賞・果実（その他）の部 杉崎 源三郎 氏（大神町）



【令和元年度 昭島市農業関係各種品評会表彰式】

令和2年1月24日に「令和元年度昭島市農業関係各種品評会表彰式」が市役所市民ホールで開催され、今年度の各種立毛品評会の優秀賞受賞者や農業特産品共進会の最優秀受賞者に対し、昭島市の臼井市長、東京みどり農業協同組合の西野常務理事、東京都中央農業普及センターの秋山統括課長代理、昭島市議会の大島議長などから表彰状の授与が行われました。



【令和元年度 昭島市各種立毛品評会】

令和元年7月24日実施
第22回昭島市果実立毛品評会

優秀賞 紅林 幸雄氏（日本梨）
優良賞 坂本 陽氏（日本梨）
良好賞 杉崎 源三郎氏（日本梨）



令和元年10月21日実施
第50回昭島市蔬菜経営研究会
秋期立毛品評会

優秀賞 井上 泰男氏（大根）
優良賞 鈴木 勇作氏（トマト）
良好賞 指田 守昭氏（小松菜）



令和元年11月21日実施
第49回昭島市花卉温室立毛品評会

優秀賞 高槻 祥友氏（シクラメンなど）
優良賞 小室 栄治氏（シクラメンなど）
良好賞 植田 育宏氏（シクラメンなど）



【令和元年度 昭島市農業委員会「農地パトロール」】



令和元年9月13日に昭島市農業委員会農地パトロールを実施しました。

これは「農地管理推進月間」に伴い市内の農地状況を農業委員全員で確認する意義があります。

今回は、生産緑地追加指定の予定地と不耕作農地の10圃場を回りました。

不耕作農地については、文書通知を行い改善されました。

【第61回東京都農業委員会・農業者大会】



令和2年2月22日に東京都農業会議主催の第61回東京都農業委員会・農業者大会が昭島市KOTORIホールで開催され、企業的農業経営者の顕彰に郷地町の紅林 隆男氏（写真左）、農業功労者の表彰に中神町の植田 芳雄氏（当日欠席）が表彰されました。

令和2年2月4日には、北多摩地区優秀農業経営者表彰が行われ、花卉の部の柳澤 裕治氏（大神町）が表彰されました。



【令和元年度 農業トピック】



小池東京都知事が昭島市農業委員会の鈴木会長が栽培しているハウス内のトマトを視察されました。

また、市内の奥様方で運営している「工房旬」で作られた、昭島産農産物を多く使用しているお弁当をハウス内でお召し上がりになりました。



【アライグマ・ハクビシンの防除】

近年、アライグマ・ハクビシンにより、農作物に被害が出ているため、令和2年度より昭島市では、農地を対象にアライグマ・ハクビシンの防除を行う事業を実施します。

市が農業者の圃場に箱わなを設置し、捕獲できた場合、処分する専門業者が取りに行き、その処分費を全額補助するというものです。

箱わなを設置した際の餌は市で負担しますが、餌交換は、農業者に行っていただきます。処分の補助は先着20件です。箱わなの設置のご希望がある場合は農業委員会事務局までご連絡下さい。



～特定生産緑地制度について～

平成 29 年 6 月に生産緑地法の一部改正がされ、特定生産緑地制度が施行されました。

特定生産緑地制度は、生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、買取申出ができる期限を所有者等の申請により 10 年延長する制度で、①特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の農地課税が継続され、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能になります（現行制度が継続します）。②特定生産緑地制度の指定を受けない場合は、その農地の固定資産税等が段階的に引き上げられ、新たな相続が発生したときに相続税納税猶予制度の適用を受けられなくなるので注意が必要です。

特定生産緑地制度の指定を受けようとする場合は、指定から 30 年経過前に申請する必要がありますので、市役所の都市計画課及び農業委員会にご相談ください。

～都市農地貸借円滑化法について～

生産緑地を対象とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成 30 年 9 月 1 日に施行され、生産緑地の貸借が可能になりました。

この法律により、生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けていた農地の貸借や、貸借中に相続が発生した場合にその生産緑地は相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。詳しくは、農業委員会にご相談ください。

～生産緑地制度とは～

生産緑地制度とは市街化区域内にある農地を計画的に保全し、良好な都市環境づくりを目指す都市計画上の制度のことをいいます。

生産緑地の指定を受けると、固定資産税の評価が農地課税となり、税制面で大きな優遇を受ける反面、30 年間の営農義務と行為制限が課せられ、主たる従事者の死亡や故障を除いては、生産緑地指定を解除するため市長へ買取申出をすることができません。詳しくは、市役所の都市計画課及び農業委員会にご相談ください。

全国農業新聞

■申込み／農業委員会事務局
年額 8400 円

■購読料／月 700 円
■発行日／週 1 回（金曜日発行）

農業経営と暮らしに役立つ
情報が満載です。

農業者年金

相続対策には長い時間をかけた備えが必要です。

- 加入要件
①国民年金第 1 号被保険者
- ②年間六十日以上の農業従事者
- ③二十歳以上六十歳未満の者

■申込み／農業委員会事務局

令和 2 年 3 月 31 日
編集・昭島市農業委員会
042-544-5111 内線 2286・2287